令和８年 11 月 10 日

東日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
地方道路公社

有料道路における障害者割引制度のオンライン申請システムのセキュリティ強化対応によるシステム停止に伴う障害者割引の割引有効期限を延長する特例措置について

「有料道路における障害者割引制度」について、有料道路における障害者割引制度のオンライン申請システム（以下、「本システム」といいます）のセキュリティ強化を目的として、本システムが停止する影響で、一定期間本システムを用いた障害者割引制度の割引有効期限の更新手続き等が困難なお客さまがいることを踏まえ、以下のとおり令和８年 11 月 11 日（水）より特例措置を実施いたします。

○ 特例措置の内容

通行時点で割引有効期限を経過している場合において、令和９年４月 30 日（金）までの間、身体障害者手帳・療育手帳に記載の有効期限に関わらず、割引を適用いたします。

○ 対象となるお客さま

令和８年 10 月 22 日（木）（本システムの停止日）から令和９年４月 29 日（木）までの間に障害者割引の割引有効期限を迎えるお客さま
（ただし、特例措置実施日前に変更又は更新手続きを完了したお客さまを除きます。）

○ お申し出等の方法

■ＥＴＣ無線通行により障害者割引をご利用のお客さま

・対象となるお客さまにつきまして、ご通行時点で割引有効期限を経過している場合、割引有効期限を令和９年４月 30 日（金）まで延長したものとして取り扱います。なお、有料道路ＥＴＣ割引登録係にて割引有効期限の延長手続きを行いますので、お客さまよりお申し出いただく必要はございません。

■手帳提示により障害者割引をご利用のお客さま

・対象となるお客さまにつきまして、ご通行時に料金所で手帳をご提示いただく際、併せて料金所係員に特例措置の対象であることをお申し出ください。
・有効期限のほか必要な記載事項等を確認させていただいたうえで、割引適用要件に該当する場合には、割引を適用いたします。

○ ご注意事項

・本システムの復旧及び受付再開の時期については、本システムの受付サイト及び高速道路会社ホームページで改めてお知らせします。
・本措置は、割引有効期限を延長するものであり、手帳の記載事項が確認できない場合や、割

引対象でない車両でのご利用など、割引有効期限以外で割引適用要件を満たさない場合は、本措置の対象とはなりません。

・本措置は、期間限定の特例となります。本措置の終了期日間際に手続きが集中することが想定されますので、令和 9 年 4 月 29 日（木）までに更新の手続きが完了するよう、更新の手続きはお日にちに余裕をもって行ってください。更新の手続きが完了せずに令和 9 年 4 月 30 日（金）を過ぎた場合には、障害者割引は適用になりませんのでご注意ください。
・本システムによるオンラインでの申請は、本システム復旧後よりご利用いただけます。本システムの復旧までは市区町村等の福祉担当窓口にて更新等のお手続きをお願いいたします。
・令和 8 年 10 月 22 日（木）より前に割引有効期限を過ぎた方につきましては、福祉担当窓口等で新規申請の手続きを行ってください。

○ お問い合わせ先

ＮＥＸＣＯ西日本お客さまセンター（24 時間）
ＴＥＬ 0120-924-863（フリーダイヤル）
フリーダイヤルをご利用になれない場合は　ＴＥＬ 06-6876-9031（通話料有料）